

○公職選挙法について
 質問 今回の質問は公職にある者の寄附について尋ねる。ひとつは平成18年2月9日茨城新聞に掲載された再建神社に百万円を寄附した事案。もうひとつは、今年5月生涯学習センターにおいて開催された絵画個展にお祝いのお花を贈ったというもの。これは同月20日に撤去された。これらに対して選挙管理委員会はどういう考えであるか。

答弁(総務部長) 選挙の管理

選挙の管理は万全か

中島亨一 議員

④の質問、外国人に対しては、「外国語連絡表」・「調査票対訳集」を使用し調査を行い、世帯ごとに使用言語を把握し、対応できる調査票により調査を行う。

外国人に対しての調査票は、27言語を用意。またポルトガル語を使用する外国人に対しては、必要に応じて「国勢調査のお知らせ」ポルトガル語版を配布。また、調査員の要求に応じ通訳者も予定している。

(再質問) 市の職員の人数

執行は、公明かつ適正に行われるよう、県選挙管理委員会の指導・協力のもと慎重な対応に努めている。

特に、選挙時における選挙運動と、平常時における政治活動は、区分して考えており、その適用は難しい面が多いのも事実である。

選挙期間中であるか否かに関わりなく、公職選挙法に抵触する恐れがある事案があった場合には、まず、状況の確認や関係者への聞き取りを行い、事実の確認

が少ないと思うが対応できるのか。調査票が全く白紙の場合どの辺まで補筆を実施するのか。

(再答弁)(企画部長) 補筆は生年月日、男女別を想定。指導員も実績のある厳選した38名を委嘱。職員も特に優秀な人材を配置し、心配はないが場合によっては企画部全体でフォローする。

〈その他の質問事項〉

○青色回転等付きパトロールカーについて。

今後、公正な公職選挙法の運用に向けて、各事案に対し慎重かつ迅速な対応に努めていく。

(再質問) この二つの事案は公職選挙法に違反しているのかどうか。選挙管理委員長に聞きたい。

(再答弁)(選挙管理委員長) 当委員会は公職選挙法に抵触していると判断し、本人に伝え、改善されたということである。

に努める。

次に、その事案が法令及び判例に照らして、公職選挙法に抵触する恐れが強いと判断した場合には、県選挙管理委員会や県警察の指導に従い、その事案の責任者に連絡し、是正を促すなどの対応をとっている。

選挙運動と政治活動に関する個別案件への法適用については、公職選挙法の中でも特に判断の難しい部分であるが、判例はもとより、中央選挙管理委員会及び県選挙管理委員会からも、画一的な見方は出来ないのそれぞれ的事案に応じた対応をするしかないという指導である。

請願・陳情の審査結果

【請願第6号】

○高崎坂東線早期実現に関する請願書
 採 択 (建設)

【請願第7号】

○中心市街地にぎわい再生事業における土地の買上中止と事業の見直しを求める請願
 不採 択 (建設)

【請願第8号】

○米価の大暴落に歯止めをかけるための請願
 採 択 (環境経済)

【請願第9号】

○免税軽油制度の継続を求める請願
 採 択 (環境経済)

【陳情第8号】

○「県立高校の存続と高校の30人以下学級実現を求める意見書提出」に関する陳情継続審査(文教厚生)

【陳情第9号】

○「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情
 採 択 (総務)

人 事

当市の固定資産評価審査委員会の野村清氏は、本年9月30日に任期満了となります。このため、引き続き選任することで議会の同意を得ました。

◎固定資産評価審査委員会委員
 (敬称略)

・野村 清

その他各種委員 (敬称略)

◎民生委員推薦会委員

・中村 博 ・風野 芳之

◎介護保険運営協議会委員

・中村 博美 ・石川 栄子
 ・岡野 一男

